

## 議案第2号

### 令和2年度教育委員会関係予算に対する意見について

令和2年度教育委員会関係予算を北栄町議会へ上程したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則（平成17年北栄町教育員会規則第5号）第2条の規定により委員会の意見を求める。

2020年2月25日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり（別冊1）

議案第 3 号

北栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2020年2月25日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

北栄町立小学校及び中学校管理規則(平成17年北栄町教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>教材の使用</u>)</p> <p><u>第9条の2 校長は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第34条第2項及び第3項(これらの規定を同法第49条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)</u>の定めるところにより、<u>教科書に代えて同法第34条第2項に規定する教材(以下「教科書代替教材」という。)</u>を使用することができる。</p> <p><u>2 校長は、教科書及び教科書代替教材以外の教材(以下「補助教材」という。)</u>で教育上有益適切なものは、これを使用することができる。</p> <p>(<u>経済的負担の軽減</u>)</p> <p><u>第9条の3 校長は、教科書代替教材及び補助教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担の軽減について特に考慮するものとする。</u></p> <p>(<u>教科書代替教材等の届出</u>)</p> <p><u>第10条 校長は、次に掲げる教材を使用する場合には、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>教科書代替教材</u></p>	<p>(<u>教材の届出</u>)</p> <p><u>第10条 学校が教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書(以下「準教科書」という。)</u>は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p>

(2) 教科書の発行されていない教科書の主たる教材として使用する教科用図書(以下「準教科書」という。)

(副読本等の届出)

第11条 校長は、学年若しくは学級の全員又は特定の集団全員の教材として、計画的、かつ、継続的に使用する場合は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(1) 教科書、教科書代替教材又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考書

(2) 練習帳、日記帳その他の学習書  
(校長の職務)

第21条 学校教育法第37条第4項又は同法第49条で準用する同法第37条第4項に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 略

(事務主幹等)

第31条 略

2 略

3 事務主幹は、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。

4 事務副主幹は、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(副読本等)

第11条 学校が学年又は学習集団若しくは特定の集団全員に教科書又は準教科書の補助教材として副読本及びこれらに類する図書を、計画的、継続的に使用させる場合は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(校長の職務)

第21条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条第4項又は同法第49条で準用する同法第37条第4項に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 略

(事務主幹等)

第31条 略

2 略

3 学校における事務処理の効率化及び学校運営に関する支援を行うため、事務の共同実施を行う。事務の共同実施に関し必要な事項は、別に定める。

5 事務主事は、上司の命を受け、担当する事務をつかさどる。

(共同学校事務室)

第31条の2 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく組織として、北栄町共同学校事務室(以下「共同学校事務室」という。)を置く。共同学校事務室を置く学校(以下「設置校」という。)は別に定める。

2 共同学校事務室は、北栄町立小学校及び中学校設置条例(平成17年北栄町条例第74号)に定める全ての学校(以下「構成校」という。)で構成し、対象の事務職員をもって充てる。

3 共同学校事務室に、室長とその補佐として副室長又は室長補佐及び所要の職員を置く。

4 室長及び副室長は当該組織の事務主幹から、室長補佐は当該組織の事務副主幹の中から教育委員会が任命し、室長配置校を中核校とする。

5 室長は、共同学校事務室の事務を総括し、室務をつかさどる。

6 共同学校事務室の所掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 教材、教具その他備品の共同購入に関する事務

(2) 教職員の給与及び旅費の支給に関する事務

(3) 「市町村立小中学校事務職員の標準的職務内容」(鳥取県教育委員会教育長通知)に規定する職務の中で、共同処理することにより適

正化・効率化が図られる事務

(4) 教育員会から委任を受けた事務  
7 共同学校事務室の運営及び業務に  
関し必要な事項は、北栄町共同学校  
事務室運営要綱(北栄町教育委員会  
訓令第●号)の定めるところによる。

(帳票)

第63条 この規則に定める事務手続に  
使用する帳票は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 削除

(9)～(18) 略

様式第8号 削除

様式第9号(第10条及び第11条関係)

略

(帳票)

第63条 この規則に定める事務手続に  
使用する帳票は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 準教科書使用届(様式第8号)

(9)～(18) 略

様式第8号(第10条関係)

略

様式第9号(第11条関係)

略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第4号

北栄町共同学校事務室運営要綱の制定について

北栄町共同学校事務室運営要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2020年2月25日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町共同学校事務室運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町立小学校及び中学校管理規則（平成17年北栄町教育委員会規則第8号）第31条の2第7項の規定に基づき、共同学校事務室の運営等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(共同学校事務室の目的)

第2条 共同学校事務室の目的は次のとおりとする。

- (1) 事務職員の専門性を生かし、学校運営全般に係る支援を行い、学校教育の充実を図ること。
- (2) 学校が直面する教育課題の複雑化・困難化に対応するために、管理職や他の教職員との適切な業務分担を進め学校事務機能を強化すること。
- (3) 事務職員がより主体的、積極的に学校運営に参画するために、標準的職務の遂行を補完し組織的に業務を行うことにより、学校規模による業務量の平準化や事務処理の効率化、適正化を図ること。
- (4) 組織としての権限と責任を明確にするとともに、単数配置の欠点を克服し、事務職員全体の資質向上を図ること。
- (5) 教育委員会との連携により、標準化したシステム構築を図ることで、より効果的な教育行政を推進すること。
- (6) 当該地域の学校間連携の事務拠点として、連絡調整、情報発信、情報交換などの役割を担うこと。

(本務及び兼務)

第3条 共同学校事務室の各事務職員は、それぞれの所属する学校を本務校とする。

2 教育委員会は、構成校の学校事務を共同学校事務室で総合的に執行するために、共同学校事務室の室員が構成校を兼務するよう、鳥取県教育委員会へ内申する。

(服務)

第4条 共同学校事務室の室員の服務監督は、本務校の校長が行う。

2 構成校の各学校長（以下「構成校校長」という。）は、事業計画に基づき、当該校を本務とする事務職員に設置校及び構成校への出張を命ずるものとする。

(室長の職務)

第5条 室長の職務は次のとおりとする。

- (1) 共同学校事務室の総括
- (2) 共同学校事務室に係る運営案・業務計画の策定、業務の進捗管理及び評価
- (3) 共同処理を行う業務に関する業務分担の決定、調整、進行管理
- (4) 共同処理を行う業務の審査・点検の総括
- (5) 第8条の規定により室長の専決事項とされた事務の決裁
- (6) 構成校校長との連絡調整

- (7) 教育委員会との連絡調整及び他共同学校事務室等関係機関との連携
  - (8) 共同学校事務室構成校の校務運営への参画
  - (9) 室員への指導助言及び室員の研修の企画・運営
  - (10) その他共同学校事務室で必要と認めた事
- 2 副室長又は室長補佐は、共同学校事務室の業務が円滑に行われるよう室長を補佐し、業務の運営、進行管理を行い、室長に事故あるとき又は室長が欠けたときはその職務を代行する。

(運営)

第6条 室長は、共同学校事務室において処理する業務等において、構成校校長と十分協議した上で、年度当初に共同学校事務室事業計画を作成し、教育委員会へ報告しなければならない。

- 2 室長は、共同学校事務室事業計画を変更する必要がある場合は、構成校校長の了解を得たのち、教育委員会へ報告するものとする。
- 3 室長は、年度末に年間の業務に関する評価を行い、教育委員会に報告しなければならない。
- 4 共同学校事務室の円滑な運営を図るため、共同学校事務室協議会（以下「協議会」という。）を開催するものとする。
- 5 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(業務)

第7条 共同学校事務室の業務は共同学校事務室に参集して共同処理するほか、設置校及び構成校等においても業務分担等により組織的に遂行するものとする。

(専決事項)

第8条 構成校校長の権限に属する事務の一部を室長に専決させることができる。その内容は別表のとおりとする。ただし、次に掲げる場合には専決させることはできない。

- (1) 事案が重要又は異例と認められる場合
  - (2) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議が生ずるおそれがあると認められる場合
- 2 室長は、専決した事項について必要に応じ、対象学校の校長に報告しなければならない。

(事務処理)

第9条 共同学校事務室における事務処理は、この要綱に定めるものを除くほか、関係法令、条例、規則等の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する

## 別表（第8条関係）

- 1 共同学校事務室に配分された予算における物品の購入並びに検査に関すること
- 2 学校に配分された予算における物品の購入並びに検査に関すること
- 3 学校に配分された予算の収支の原因となる行為について決裁を得た収入の通知及び支出の命令に関すること
- 4 会計経理に係る軽易な報告に関すること
- 5 県費負担教職員の給与に関する証明又は報告に関すること
- 6 県費負担教職員の旅費に係る請求の確認及び審査に関すること
- 7 公立学校共済組合及び互助会に係る事実の確認、その手続きに関すること
- 8 保存年限を経過した文書の廃棄に関すること
- 9 前各号に掲げるもののほか、所掌事務に係る軽易かつ定例的な照会、回答、報告、調査及び督促に関すること
- 10 その他教育委員会が定めること

議案第5号

北栄町共同学校事務室運営協議会設置要項の制定について

北栄町共同学校事務室運営協議会設置要項を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2020年2月25日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町共同学校事務室運営協議会設置要項

(目的)

第1条 共同学校事務室の円滑、かつ、効果的な運営のため、北栄町共同学校事務室運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者で構成し、会長は北栄町教育委員会教育長とする。

- (1) 構成校の各学校長
- (2) 中核校の教頭
- (3) 共同学校事務室の室員
- (4) 北栄町教育委員会事務局担当者
- (5) その他必要に応じて定める者

(運営と協議事項)

第3条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、その主宰のもとに、次の事項について協議する。

- (1) 共同学校事務室による効果的・効率的な事務処理
- (2) 共同学校事務室による学校の管理運営全般の支援
- (3) その他共同学校事務室全般に関する事項

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 6 号

北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2020年2月25日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則の一部を改正する規則

北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則(平成29年北栄町教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(就学援助費の交付)</p> <p>第9条 <u>援助費(医療費及び学校給食費を除く。)</u>は、認定者に対し、金銭により支払うものとする。ただし、<u>学校が徴収する学級費等の学校納付金に未納が生じた場合は、申請書における保護者の委任に基づき、就学援助費の請求、受領、精算及び返納は、当該校長を通じて行うことができるものとする。</u></p> <p>2 <u>医療費については、教育委員会から医療機関又は薬局等へ直接支払うものとする。</u></p> <p>3 <u>学校給食費については、教育委員会から学校給食センターへ直接支払うものとする。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(就学援助費の支給時期)</p> <p>第10条 それぞれの就学援助費は、次</p>	<p>(就学援助費の交付)</p> <p>第9条 援助費は、認定者に対し、金銭により支払うものとする。ただし、<u>第4条第8号に掲げる医療費については、教育委員会が直接医療機関又は薬局等に支払うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、就学援助費(医療費及び就学予定者の新入学児童生徒学用品費を除く。)</u>の請求、受領、精算及び返納は、<u>校長が援助費の交付を受ける保護者から委任を受けた場合は、当該校長を通じて行うことができるものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(就学援助費の支給時期)</p> <p>第10条 それぞれの就学援助費は、次</p>

に掲げる期日に支給する。

(1)～(3) 略

(4) 第4条第9号に掲げる就学援助費 3月

(5) 前4号に掲げるもの以外の就学援助費 7月、12月、3月(毎年度3期に分割支給する。)

(就学援助費の目的外消費の禁止)

第14条 略

2 教育長は、就学援助費の目的外消費のおそれがあると認めるときは、当該保護者の了知の下に当該就学援助費の一部又は全部を支給せず、当該校長に保管させ、必要に応じて現品に替えて支給し、又は必要な学校納付金及び修学旅行費等に充当できるものとする。

に掲げる期日に支給する。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもの以外の就学援助費 7月、12月、3月(毎年度3期に分割支給する。)

(就学援助費の目的外消費の禁止)

第14条 略

2 教育長は、就学援助費の目的外消費のおそれがあると認めるときは、当該保護者の了知の下に当該就学援助費の一部又は全部を支給せず、当該校長に保管させ、必要に応じて現品に替えて支給し、又は必要な学校納付金若しくは学校給食費、修学旅行費等に充当できるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 7 号

北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金交付要綱の一部を  
改正する要綱の制定について

北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金交付要綱の一部を改正する  
要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委  
員会の承認を求める。

2020年2月25日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

第1条 北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金交付要綱(平成29年北栄町教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="336 703 791 792">北栄町<u>地域</u>で子どもを育てる体験活動支援補助金交付要綱</p> <p data-bbox="276 810 368 848">(趣旨)</p> <p data-bbox="240 869 791 1211">第1条 この要綱は、北栄町<u>地域</u>で子どもを育てる体験活動支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付に関し、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="276 1229 368 1267">(目的)</p> <p data-bbox="240 1288 791 1682">第2条 本補助金は、「<u>地域</u>の子どもたちは<u>地域</u>で育てる」という環境づくりの推進を図るとともに、<u>子どもたち</u>が計画的な生活習慣や自ら取り組む学習姿勢の定着を図りながら<u>地域</u>への愛着心や社会性を身に着けるために<u>有益な体験活動等</u>を行う自治会等に対して財政的な支援を行うこととする。</p> <p data-bbox="276 1749 564 1787">(補助金交付対象者)</p> <p data-bbox="240 1807 791 2002">第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、<u>地域</u>の<u>子ども(小学生及び中学生)</u>を対象として、<u>事業を実施する自治会、自治会</u></p>	<p data-bbox="912 703 1367 792">北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金交付要綱</p> <p data-bbox="852 810 944 848">(趣旨)</p> <p data-bbox="817 869 1367 1211">第1条 この要綱は、北栄町自治会等<u>地域</u>ボランティア学習活動支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付に関し、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="852 1229 944 1267">(目的)</p> <p data-bbox="817 1288 1367 1733">第2条 本補助金は、「<u>地域</u>の子どもたちは<u>地域</u>で育てる」という環境づくりの推進を図るとともに、<u>児童生徒</u>が計画的な生活習慣や自ら取り組む学習姿勢の定着を図りながら<u>地域</u>への愛着心や社会性を身に着けるため、<u>地域の児童生徒</u>を対象として<u>学習活動</u>を行う自治会等に対して財政的な支援を行うこととする。</p> <p data-bbox="852 1749 1141 1787">(補助金交付対象者)</p> <p data-bbox="817 1807 1367 2002">第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、<u>地域</u>の<u>児童生徒</u>を対象として、<u>長期休業中に3日以上非営利で学習活動</u>を行う</p>

PTA、地域の有志・団体とする。

## 2 略

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業  
(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業であつて、当該事業に対しこの要綱に定める補助金以外の補助金を北栄町から受けていないものとする。

(1) キャンプ、自然観察等の自然体験事業

(2) 料理教室、宿泊体験等の生活体験事業

(3) しめ縄作り等の伝統文化継承事業

(4) 高齢者交流、国際交流等の各種交流事業

(5) 長期休業中の自学支援等の学習事業

(6) 前各号に掲げるもののほか、子どもに有益な体験活動等事業として教育委員会が認めるもの

2 補助事業は、次の各号に掲げる要件を満たす事業とする。

(1) 長期休業中に3日以上非営利で実施すること。

(2) 事業に参加する子どもの人数が、原則、5人以上であること。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、参加する子どもの活動に係る別表に掲げるものとする。

自治会、自治会PTA、地域の有志・団体とする。

## 2 略

(補助対象経費等)

第4条 補助対象となる経費は、補助事業者が実施する教科学習及び体験・研究活動に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、次に掲げる

(補助金額)

第6条 略

(旅費の算定基準)

第7条 補助対象とする鉄道賃及び車賃の計算は、北栄町職員等の旅費に関する条例(平成17年北栄町条例第46号)の規定を準用する。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業実施前に北栄町地域で子どもを育てる体験活動支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長へ提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定した場合には、申請者に北栄町地域で子どもを育てる体験活動支援補助金交付決定通知書(様式第2号)を送付するとともに補助金を交付するものとする。

(着手届)

第10条 略

(完了届)

第11条 規則第14条に掲げる完了届は、次条第1項の実績報告をもってこれに代えるものとする。

経費は対象外とする。

(1) 外部団体が主催、運営する体験学習への参加料

(2) 施設への入館料

(3) 食糧費

(補助金額)

第5条 略

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業実施前に北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長へ提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定した場合には、申請者に北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金交付決定通知書(様式第2号)を送付するとともに補助金を交付するものとする。

(着手届)

第8条 略

(完了届)

第9条 規則第14条に掲げる完了届は、第10条第1項の実績報告をもってこれに代えるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業完了後30日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、北栄町地域で子どもを育てる体験活動支援補助金実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1)～(3) 略

(決定の取消し)

第13条 略

(補助金の返還)

第14条 略

(雑則)

第15条 略

別表(第5条、第6条関係)

1補助対象経費	2補助率	3補助金限度額
指導者謝礼 (1回あたり内 1,800円 /人)	補助対象経費 の10分の10以 内	4万円
消耗品費		
使用料及び賃借料		
旅費(鉄道 賃・車賃)		
印刷製本 費		

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業完了後30日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1)～(3) 略

(決定の取消し)

第11条 略

(補助金の返還)

第12条 略

(雑則)

第13条 略

別表(第4条、第5条関係)

1補助対象経費	2補助率	3補助金限度額
指導者謝礼 (1回あたり内 1,800円 /人)	補助対象経費 の10分の10以 内	3万円
教材、原材 料等		
		1万円

第2条 北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

様式第1号、第2号及び第3号を次のように改める

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

北栄町地域で子どもを育てる体験活動支援補助金交付申請書

年 月 日

北栄町長 様

申請者 住所  
団体等名  
代表者氏名 印  
電話番号

年度において標記補助金を受けたいので、北栄町補助金等交付規則第5条及び北栄町地域で子どもを育てる体験活動支援補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり申請します。

記

1 事業計画

事業主体 ※いずれかに○	自治会・PTA・地域の有志		
事業内容 ※当てはまるものに○(複数可)	1 キャンプ、自然観察等の自然体験事業	4 高齢者・国際交流等の各種交流事業	
	2 料理教室、宿泊体験等の生活体験事業	5 長期休業中の自学支援等の学習事業	
	3 しめ縄作り等の伝統文化継承事業	6 その他( )	
実施期間・日数	年 月 日 ~	年 月 日	日間
参加予定者数	子ども	人	指導者 人

2 事業費

対象費目	内 訳	対象経費(円)
指導者謝礼		
消耗品費		
使用料・賃借料		
旅費		
印刷製本費		
合 計		
〔上限額4万円、補助対象経費の10分の10以内〕 交付申請額		

様式第2号(第9条関係)

北栄町地域で子どもを育てる体験活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日

様

北栄町長

年 月 日付で申請のあった補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、北栄町補助金等交付規則第6条第1項及び北栄町地域で子どもを育てる体験活動支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付決定の条件

- (1)この補助金は、交付の目的以外に使用してはならない。
- (2)補助事業者は、交付規則及び交付要綱の定めに従い、適正に執行、管理しなければならない。
- (3)上記に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (4)補助事業者は、この補助金にかかわる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5ヵ年整理保管しなければならない。
- (5)補助事業者は、事業完了後30日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書を町長に提出しなければならない。

様式第3号(第12条関係)

北栄町地域で子どもを育てる体験活動支援事業実績報告書

年 月 日

北栄町長 様

申請者 住所  
団体等名  
代表者氏名 印  
電話番号

年 月 日付 第 号で交付決定のあった標記の補助金の実績について、北栄町補助金等交付規則第20条及び北栄町地域で子どもを育てる体験活動支援補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 活動実績

実施日		主な活動内容	実施場所	参加人数(人)	
月	日			子ども	指導者

2 事業費の内容

対象費目	内 訳	実績額(円)
指導者謝礼		
消耗品費		
使用料・賃借料		
旅費		
印刷製本費		
合 計		

3 添付資料

- ・補助対象経費に係る領収書の写し(指導者謝礼については「別紙様式3-1」)
- ・活動内容を示す写真

別紙3-1(実績報告書:指導者謝礼)

北栄町地域で子どもを育てる体験活動支援事業実績報告書(指導者謝礼)

年 月 日

北栄町長 様

団体等名  
代表者氏名

印

このことについては、下記のとおりです。

指導者氏名						
実施日		指導時間( 時～ 時)				
月	日					
		～	～	～	～	～
		～	～	～	～	～
		～	～	～	～	～
		～	～	～	～	～
		～	～	～	～	～
		～	～	～	～	～
		～	～	～	～	～
		～	～	～	～	～
合計(回数)		回	回	回	回	回
謝礼額		円	円	円	円	円

## 議案第 8 号

北栄町教育委員会の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱及び  
北栄町学校教育研究協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱の  
制定について

北栄町教育委員会の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱及び北栄町学  
校教育研究協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町  
教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2020年2月25日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町教育委員会の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱及び北栄町学校教育研究協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

(北栄町教育委員会の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱の一部改正)

第1条 北栄町教育委員会の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱(平成17年北栄町教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第5条関係)		別表第1(第5条関係)	
苦情処理担当窓口	相談員	苦情処理担当窓口	相談員
教育総務課	あらかじめ課長が指名した職員1人	教育総務課	あらかじめ課長が指名した職員1人
生涯学習課	あらかじめ課長が指名した職員1人	生涯学習課	あらかじめ課長が指名した職員1人
中学校	教頭	中学校	教頭
小学校	教頭	小学校	教頭
こども園	園長	幼稚園	園長
別表第2(第7条関係)		別表第2(第7条関係)	
苦情処理委員会	委員	苦情処理委員会	委員
教育総務課	課長・あらかじめ課長が指名した職員	教育総務課	課長・あらかじめ課長が指名した職員
生涯学習課	課長・あらかじめ課長が指名した職員	生涯学習課	課長・あらかじめ課長が指名した職員
中学校	校長・職員団体が推薦する職員1人	中学校	校長・職員団体が推薦する職員1人
小学校	校長・職員団体が推薦する職員1人	小学校	校長・職員団体が推薦する職員1人
こども園	園長	幼稚園	園長

(北栄町学校教育研究協議会補助金交付要綱の一部改正)

第2条 北栄町学校教育研究協議会補助金交付要綱(平成23年北栄町教育委員会訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付目的)</p> <p>第2条 本補助金は、北栄町学校教育研究協議会が行う活動に対し、その円滑な実施を促進し、北栄町立<u>こども園</u>・小学校・中学校が相提携し、幼児、児童、生徒の豊かな人間性と確かな学力を育て、本町教育の充実進展に努め、併せて関係諸団体との緊密な連携を図ることを目的とする。</p>	<p>(交付目的)</p> <p>第2条 本補助金は、北栄町学校教育研究協議会が行う活動に対し、その円滑な実施を促進し、北栄町立<u>幼稚園</u>・小学校・中学校が相提携し、幼児、児童、生徒の豊かな人間性と確かな学力を育て、本町教育の充実進展に努め、併せて関係諸団体との緊密な連携を図ることを目的とする。</p>

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

議案第 9 号

北栄町部活動のあり方検討委員会設置要綱の制定について

北栄町部活動のあり方検討委員会設置要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2020年2月25日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

## 北栄町部活動のあり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 北栄町の中学校において、今後の部活動のあり方について検討及び協議するため、北栄町部活動のあり方検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 部活動に関する次に掲げる次の事項について、検討するものとする。

- (1) 部活動の現状と問題点及び課題
- (2) 今後の部活動のあり方
- (3) その他必要な事項

### (報告)

第3条 検討委員会は、前条に掲げる事項の検討結果について、教育長へ報告を行う。

### (組織)

第4条 検討委員会は、推進委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 中学校の職員
- (2) 小学校の職員
- (3) スポーツクラブ代表
- (4) 小中学校PTA代表
- (5) 学識経験者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第6条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(会議)

第7条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、北栄町教育委員会教育総務課で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

議案第 10 号

北栄町休日保育事業実施要綱の全部改正について

北栄町休日保育事業実施要綱の全部を改正したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2020年2月25日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

## 北栄町告示第 号

### 北栄町休日保育事業実施要綱

北栄町休日保育事業実施要綱(平成 23 年北栄町告示第 17 号)の全部を改正する。

#### (目的)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化等に伴い、休日に家庭での保育が困難な場合に休日の保育の需要に対応するため、休日保育事業(以下「事業」という。)を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (事業内容)

第2条 事業の内容は、保護者の就労形態、傷病、入院等により、家庭における保育が休日保育実施日に困難であると認められる児童に対する保育サービスとする。

#### (実施方法及び実施施設)

第3条 事業は、倉吉市に委託して行う。

2 事業は、倉吉市長が指定又は委託した児童福祉施設(以下「実施施設」という。)が行うこととする。

#### (対象児童)

第4条 事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、町内に住所を有し、集団保育が可能な健康状態にある生後2箇月から小学校就学の始期に達するまでの児童のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)児童福祉法(昭和 22 年法律第164号)第 24 条の規定に基づき、現に認可保育所、認定こども園又は子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第7条第5項に規定する地域型保育事業(ただし、居宅訪問型保育事業を除く。)を利用している児童(同法第 19 条第1項第2号及び第3号に規定する教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもに限る。以下「保育所等利用児童」という。)であって、教育・保育給付認定を受けた事由と同一の事由で休日(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第3条に規定する休日をいう。)に保育を必要とするもの

(2)前号に掲げる児童以外の児童であって、次条第1項に規定する事業実施日(以下「休日保育実施日」という。)に保育を必要とするもの

#### (休日保育実施日等)

第5条 休日保育実施日は、次に掲げる日とする。

(1)日曜日

(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3)1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までのうち第1号を除く日

2 事業の開所時間は、原則として午前7時から午後8時までとする。ただし、実施施設の長は倉吉市長の承認を得て、これを変更することができる。

#### (利用の申請)

第6条 対象児童の保護者が事業の利用を希望するときは、北栄町休日保育事業利用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を、あらかじめ実施施設に提出しなければならない。

2 申請書は、利用希望日の2週間前から1週間前までに提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

3 申請者は、休日保育実施日に保育を必要とする事由が就労の場合は、北栄町休日保育就労証明書(様式第2号)を申請書に添えて提出しなければならない。

(利用の決定)

第7条 実施施設の長は、前条の規定による申請があったときは、実施の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、利用申請書の写しに実施の可否を記載した書面を交付することにより行うものとする。

(利用料)

第8条 実施施設の長は、前条第1項の規定により事業の利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)から、事業に要する経費の一部(以下「利用料」という。)として、対象児童1人1日につき2,500円を徴収することとする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者のいる世帯は、利用料を徴収しない。

3 前2項の規定にかかわらず、第4条第1号に掲げる対象児童にあっては、事業を利用する日の前後6日以内に代替休暇を設けた場合(事業を利用する日の代わりに月曜日から土曜日までの日で保育所等を利用しない日を設けることをいう。)は、利用料を徴収しない。この場合において、申請者又は利用者は、事業の利用開始前に休日保育利用に係る振替休日確認表(様式第3号。以下「確認表」という。)に休日以外の日に利用している保育所等の長の確認を受け、実施施設に提出しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、第4条第2号に掲げる対象児童のうち、保育所等利用児童が第5条第1項第3号に掲げる期間に教育・保育給付認定を受けた事由と同一の事由で事業を利用する場合は、利用料を徴収しない。

(利用決定の取消)

第9条 実施施設の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用決定を取り消し、その旨を利用者に通知するものとする。

(1)第7条の決定に係る対象児童が、第4条の要件を欠くに至った場合

(2)利用者が虚偽の申請その他不正な手段を用いた場合

(3)利用者が正当な理由なく利用料を支払わない場合

(4)その他事業を継続することが困難であると認めた場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の北栄町休日保育事業実施要綱により実施された休日保育事業については、なお従前の例による。

## 北栄町休日保育事業実施要綱の改正点

改正箇所	改正内容	改正理由
第1条(目的)	・目的の文言を変更 保育需要の多様化→保護者の就労形態の多様化 等	・より実情に合わせた表現にするため
第2条(事業内容)、第3条(実施方法及び実施施設)、第5条(休日保育実施日等)	・(事業内容)第5条→第2条 (実施方法及び実施施設)第2条→第3条 (休日保育実施日等)第3条→第5条へ条変更。	・わかりやすくなるように整理した。
第5条(休日保育実施日等)	・年末年始の実施日について変更 「12月31日及び1月1日から1月3日までの期間」を「1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までのうち日曜日を除く日」と変更	年末年始(12/29～1/3)の間の利用について、就労で利用する場合は、元旦と日曜のみ休日保育、その他は休日一時としていたが、休日保育となるように整理した。
第6条(申請)	・町で利用者登録→(1回登録すれば年度内何度利用してもOK)→ババールに電話で予約。を 利用日ごとに申請書及び就労証明を直接施設に提出(町は通さない)。へ変更	・休日保育と休日一時の申請書を1枚の申請書に統一。 ・利用者が本当に利用日に就労しているか等の確認ができていなかったため、毎回申請書とともに就労証明書を添付させることとしたため。
第7条(利用の決定)	・休日一時はババールから、休日保育は町から利用決定を通知を 申請書裏面に実施施設が記入、写しを保護者に渡し利用決定の旨を通知へ変更	・制度改正により、町への申請がなくなったため。
第8条(利用料)	・入所している児童が年末年始期間の日曜日以外で利用する場合に利用料がかからない旨を追記。(第4項)	・年末年始 12/29～1/3 の間、就労で利用する場合、元旦と日曜は休日保育、それ以外の日は休日一時でその利用料を減免としていたが、事業の整理はそのまま、休日一時の利用料はとらないよう整理した。
旧第9条(届出義務)	・削除	・制度改正により、町への申請がなくなったため
第9条(利用決定の取消し)	・実施者を町長から実施施設の長へ変更。	・制度改正により、実施施設が決定するようにため。

(その他)

第2条(事業内容)、第3条(実施方法及び実施施設)、第4条(対象児童)、第10条(その他)は、  
改正前と改正後はほぼ同内容。

議案第 11 号

北栄町「子どもの豊かな育ちと学びを支援する連絡会」要綱を廃止する  
訓令の制定について

北栄町「子どもの豊かな育ちと学びを支援する連絡会」要綱を廃止する訓令を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2020年2月25日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町「子どもの豊かな育ちと学びを支援する連絡会」要綱を  
廃止する訓令

北栄町「子どもの豊かな育ちと学びを支援する連絡会」要綱（平成  
21年教育委員会訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

○北栄町「子どもの豊かな育ちと学びを支援する連絡会」要綱

平成21年3月25日

教育委員会訓令第2号

改正 平成23年3月30日教委訓令第4号

平成24年4月27日教委訓令第4号

北栄町「子どもの豊かな育ちと学びを支援する連絡会」要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町の子どもたちが健やかに育つことを願う中で、適切な就学指導を図るため、北栄町「子どもの豊かな育ちと学びを支援する連絡会」(以下「連絡会」という。)の設置及びその運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の求めにより、心身に障がいのある児童及び生徒の障がいの類型及び程度に応じた望ましい教育措置について審議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 連絡会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 町の保健・福祉関係職員
- (2) 保育所長、こども園長、小・中学校長
- (3) 小・中学校特別支援教育関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び会議)

第5条 連絡会に会長1人を置く。

2 会長は、連絡会を代表し、進行及び取りまとめを行う。

(庶務)

第6条 連絡会の事務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日教委訓令第4号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月27日教委訓令第4号)

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

議案第 12 号

第 2 期北栄町子ども・子育て支援計画の議会提案に係る意見を求めることについて

第 2 期北栄町子ども・子育て支援計画の策定について議会に提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則（平成 17 年北栄町教育委員会規則第 5 号）第 2 条第 5 号の規定により、委員会の意見を求める。

2020年2月25日 提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり（別冊 2）

議案第 13 号

北栄町教育行政評価委員の委嘱について

次の者を北栄町教育行政評価委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

令和元年度北栄町教育行政評価委員

氏 名	住 所	備 考
はまもと のぶお 濱本 晋生	北栄町大谷 1283 番地 6	(地域)

任 期 令和 2 年 3 月 1 日～ 3 月 3 1 日

議案第 14 号

北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

2020年2月25日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町社会教育委員兼北栄町公民館運営審議会委員

番号	氏名	所属等	構成等
6	吉田 元信	自治会長会代表	社会教育関係者

任期 2020年2月25日から2020年3月31日まで

議案第 15 号

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

次の者を北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

2020年2月25日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員

番号	氏 名	所 属 等
7	幸田 茂	自治会長会代表

任 期 2020年2月25日から2020年3月31日まで

●2020年度 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に係る認定結果について

(2020年2月14日現在)

(単位:人)

		申請者						認定						不認定・申請取下					
		保護者	前年比	うち新規	児童生徒	前年比	うち新規	保護者	前年比	うち新規	児童生徒	前年比	うち新規	保護者	前年比	うち新規	児童生徒	前年比	うち新規
北条小	2020年度	/	/	/	47	-2	6	/	/	/	45	-2	6	/	/	/	2	0	0
	(うち新入生)	/	/	/	6	/	/	/	/	/	5	/	/	/	/	/	1	/	/
大栄小	2020年度	/	/	/	28	-1	5	/	/	/	27	-1	4	/	/	/	1	0	1
	(うち新入生)	/	/	/	4	/	/	/	/	/	4	/	/	/	/	/	0	/	/
北条中	2020年度	/	/	/	35	-7	1	/	/	/	35	-4	1	/	/	/	0	-3	0
	(うち新入生)	/	/	/	7	/	/	/	/	/	7	/	/	/	/	/	0	/	/
大栄中	2020年度	/	/	/	22	3	1	/	/	/	22	3	1	/	/	/	0	0	0
	(うち新入生)	/	/	/	8	/	/	/	/	/	8	/	/	/	/	/	0	/	/
北条地区		53	-2	5	82	-9	7	52	1	5	80	-6	7	1	-3	0	2	-3	0
大栄地区		33	4	4	50	2	6	32	3	3	49	2	5	1	1	1	1	0	1
合計	2020年度	86	2	9	132	-7	13	84	4	8	129	-4	12	2	-2	1	3	-3	1
	(うち新入生)	/	/	/	25	/	/	/	/	/	24	/	/	/	/	/	1	/	/

※人数には、要保護者・準要保護者を含めます。今年度の要保護認定者は、北条小児童1名(1世帯)のみ。

(参考)

※年度当初時点

		申請者						認定						不認定・申請取下					
		保護者	前年比	うち新規	児童生徒	前年比	うち新規	保護者	前年比	うち新規	児童生徒	前年比	うち新規	保護者	前年比	うち新規	児童生徒	前年比	うち新規
北条小	2017年度	/	/	/	43	5	11	/	/	/	40	3	8	/	/	/	3	2	3
	2018年度	/	/	/	43	0	5	/	/	/	42	2	4	/	/	/	1	-2	1
	2019年度	/	/	/	49	4	10	/	/	/	47	5	9	/	/	/	2	1	1
大栄小	2017年度	/	/	/	32	5	4	/	/	/	32	3	4	/	/	/	0	0	0
	2018年度	/	/	/	33	6	3	/	/	/	28	-4	2	/	/	/	5	5	1
	2019年度	/	/	/	29	1	9	/	/	/	28	0	9	/	/	/	1	-4	0
北条中	2017年度	/	/	/	28	5	2	/	/	/	28	5	2	/	/	/	0	0	0
	2018年度	/	/	/	29	9	1	/	/	/	29	1	1	/	/	/	0	0	0
	2019年度	/	/	/	42	13	6	/	/	/	39	10	6	/	/	/	3	3	0
大栄中	2017年度	/	/	/	15	5	2	/	/	/	15	3	2	/	/	/	0	0	0
	2018年度	/	/	/	16	6	0	/	/	/	15	0	0	/	/	/	1	1	0
	2019年度	/	/	/	19	4	3	/	/	/	19	4	3	/	/	/	0	-1	0
北条地区	2018年度	46	3	8	78	6	11	45	4	7	76	8	10	1	-1	1	2	-2	1
	2019年度	55	9	11	91	17	16	51	6	10	86	15	15	4	3	1	5	2	1
大栄地区	2018年度	35	4	4	51	4	4	32	1	3	45	-2	3	3	3	1	6	6	1
	2019年度	29	-6	3	43	0	7	29	-3	3	43	0	7	0	-3	0	0	0	0

教育委員 様

ご臨席お願い申し上げます。

教育総務課学校教育室

令和2年度 北栄町立小・中学校転任新任教職員着任式

日 時 令和2年4月2日(木) 16:00~16:45

場 所 大栄農村環境改善センター2階 青年研修室

参加者 松本町長、飯田議長、教育委員、教育長、  
教育総務課長、生涯学習課長、  
教育委員会事務局 指導主事

- |     |  |
|-----|--|
| 式次第 | 1 開会   |
|     | 2 教育長訓示  |
|     | 3 宣誓書朗読<br>・代表 ( )   |
|     | 4 来賓あいさつ<br>・北栄町長<br>・北栄町議会議長  |
|     | 5 自己紹介<br>・北条小学校教職員<br>・大栄小学校教職員<br>・北条中学校教職員<br>・大栄中学校教職員<br>・北栄町教育委員<br>・北栄町教育委員会事務局職員 |
|     | 6 閉会   |